

◎新潟県告示第1310号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量 2級基準点測量3点、3級水準測量3点
- 2 作業期間 承認日から令和6年5月29日まで
- 3 作業地域 東蒲原郡阿賀町